

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

平成30年分 所得税・消費税最終実績(e-Tax含む)

		平成30年分	平成29年分
青色コーナー (コルトンホール)	来訪者	587名	505名
	青色申請者数	71名	107名
	入会者数	22名	32名
事務局	青色申請者数	10名	10名
	入会者数	13名	20名
e-Tax (所得税)	本人送信	683件	621件
	代理送信	2,218件	2,320件
	自宅から	108件	123件
e-Tax (消費税)	本人送信	87件	58件
	代理送信	175件	187件
	自宅から	3件	18件

※平成31年3月31日までの集計です。

1月から始まった申告相談は、利用者延べ人数は4105名(サポート会員含む)、青色コーナー利用者数5877名、e-Taxでの申告件数《所得税》3009名《消費税》265名、計3274名、会員皆様のご協力いただき有難うございました。国税電子申告納税システムが幅広く広報されたこともあり、e-Taxを利用する会員の姿が多くみられました。

期間中、ご支援協力をいただきましたました税務署の方々、税理士先生方には、お忙しい中ご指導賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さらに、役員の皆様におか

れましては、コルトンホールでの青色コーナー手伝い、青年部による巡回広報活動など大変お疲れさまでした。

また、この申告期間中、35名の方が入会されました。新規会員の皆様方におかれましては、会を十分にご利用・ご活用していただき、青色申告を申請された方は、記帳の準備をされます様お願い申し上げます。

近年、税制改正・パソコン会計・電子申告と急速な変化と発展の中でサービス向上を目指してまいりますので、会員皆様のご理解とご協力をお願い致します。

確定申告お疲れ様でした

第7回通常総会の開催に向けて 委任状(はがき)の返信に ご協力をお願いいたします

5月22日(水)の総会に向け、例年通り、総会資料と出欠の確認(はがき)を同封しております。

総会の実現に向け、是非ご出席ください。欠席の場合も同封の委任状(はがき)に署名・捺印の上、事務処理の都合上、5月15日(水)までにご返送くださいますようお願い致します。

- ◆開催日◆ 令和元年5月22日(水)
- ◆時間◆ 総会 午後3時10分～
懇談会 午後5時15分～
(懇談会に参加の方は、会費1000円がかかります)
- ◆会場◆ 市川グランドホテル
- ◆議事◆
第1号議案 平成30年度事業報告承認の件
第2号議案 平成30年度会計報告及び監査報告承認の件
第3号議案 任期満了に伴う役員を選任の件(案)

※ 第7回通常総会及び議案書にご質問等がある場合、文書にて5月15日迄に事務局までをお願い致します。

**5月22日(水)は、総会につき
事務局は休みになります。**

自動車税の トラブル防止のために

自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。次のことに気を付けて、快適にドライブしましょう。

○自動車を手放す方は

必ず移転または抹消の登録をしましょう。

○壊れて動かない自動車をお持ちの方は

一日も早く抹消の登録をしましょう。

○転居される方は

住所変更の登録をしましょう。住民票を移しても、車検証の住所は自動的に変更されません。

○あなたの車、現在の登録状況はどうなってますか？

自動車税は、毎年4月1日現在の登録に基づいて課税されます。
 実際に自動車を持っていなくても、登録がそのままになっていると元の所有者に課税されますので、ご注意ください。
 なお、各登録手続きについては、管轄の運輸支局で行います。

【習志野ナンバー】

千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所

電話 050-5540-2024 (テレホンサービス)

千葉県船橋県税事務所

電話 047-433-1275

青色申告の特典

青色申告の特典は種々ありますが、その中で皆様が多く利用されているのは次の様なものです。

【青色申告特別控除】

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、その記録に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付する場合は、最高65万円を差し引くことができます。正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色特別控除の適用を受けることが可能です。

（注）現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合や事業的規模でない不動産貸付業を営む方については、65万円の青色特別控除の適用を受けることができませんが、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

【専従者給与】

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適当な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。他人を雇ったらどの位支払うかを基準にしましょう。

（注）この特典を受ける為には、「青色専従者給与に関する届出書」を管轄税務署に提出する必要があります。

なお、事業的規模でない不動産貸付業を営む方は、青色専従者給与の適用を受けることはできません。

【純損失の繰越しと繰戻し】

青色申告をされている方については、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

（注）純損失の繰戻しは、損失が生じた年分の確定申告書を確定申告期限までに提出する必要があります。

確定申告お疲れ様でした。

新規入会された会員の皆様を心から歓迎します。申告が初めての方や、これまで白色申告をされていた方は、青色申告についてあまり理解できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

青色申告制度は、申告納税制度の根幹を成すものとして、昭和25年に導入され、多くの方が利用されています。青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づい

て正しい申告をすることで、税金の

面でいろいろな有利な特典を受けることができます。その関係書類を一定期間（法定帳簿は7年間・帳簿代用書類は5年間）保存することを要件とします。節税効果のある青色申告を始めてみませんか？

帳簿の記帳には、複式簿記と簡易簿記があり、当会では随時個別相談を行っておりますので、ぜひ複式簿記にチャレンジして下さい。（不動産所得の方は事業的規模）

パソコン会計ソフトの利用を検討さ

れている方は、青色申告会の会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めしています。「記帳・決算・e-Tax!!」という方は事務局へご相談下さい。平成31年分のみ記帳できる会計ソフト『ブルーリターンA単年版』を無料で一度だけ差し上げます。（7月頃に配布予定。無くなり次第終了となります。）他会計ソフトの場合、手数料がかかる場合がございます。

当会で開催される記帳相談会・決算

相談会、青色共済・小規模企業共済加入受付・研修旅行等、様々な活動を会報でご案内しています。平成31年分の申告をスムーズに行うためにも、日頃から

青色申告会をご利用下さい。職員一同心よりお待ちしております。



専従者給与・給与支払いをしている事業主の方へ

「源泉所得税」について

平成31年1月～6月まで給与所得の源泉所得税の納期の特例の納付期限は、**7月10日(水)**です。ご相談の際は、全従業員(専従者)の一人別徴収簿もしくは、給与明細書等をご持参ください。専従者給与額等の変更がある方は、印鑑をご持参ください(シャチハタ不可)。納付金額が、0円でも納付書を税務署に提出になります。初めて「源泉所得税」を納める方など不明な点がある方は、早めにご来所ください。

※納付期限を過ぎて納付すると「延滞税」や「不納付加算税」がかかる場合がありますので、気を付けてください。

簿記講座&パソコンセミナー のご案内

(公社)市川法人会と共催の『平成31年度第1回簿記講座(初級者コース)』『パソコンセミナー(ワード初級者コース)』を開催いたします。お気軽にお申込み下さい。日時・受講費等の詳細は、別紙申込書『簿記講座開催のお知らせ』『パソコンセミナーのご案内』をご覧ください。

※お申し込みは、(公社)市川法人会にFAXまたは郵送にてお申し込みください。

税理士による 「税の個別無料相談」

開催日：5月～12月の毎月第3木曜日(8月は除く)

時間：午後1時から

(ご相談時間はおひとり、1時間とさせていただきます)

利用方法：お電話にてご予約をお願いいたします。

(TEL)047-333-0111

場所：市川青色申告会会館

※ご予約のお電話の際、資料等の準備の為ご相談内容をお聞きする場合がありますのでご了承ください。

年会費口座振替のお知らせ

平成31年度年会費の口座振替日は

6月20日(木)

今年度より年会費が15000円になりました。口座振替の方は、預貯金残高のご確認をお願い致します。それ以外の方には「郵便払込用紙」を送っておりますので、期日までにお振込みをお願いします。

※屋号での振込はご遠慮ください。

※住所変更、振替口座変更等がありましたら事務局までご連絡ください。

※口座振替の方で銀行によっては、「C-NET」「CUC」「クレジット」「リコーリース」等になる場合がございます。



消費税の軽減税率制度説明会

10月から「消費税の軽減税率制度」が実施されます。会員の皆様から「帳簿や請求書の記載方法はどう変わるの?」「お店のメニュー(店内表示)・領収証はどう書いたらいいの?」などの質問をいただいております。今回は、請求書・領収証の書き方を中心とした「消費税の軽減税率制度説明会」を開催します。会員以外の方でも参加できますので、お誘いご参加ください。

※お席に限りがありますので、なるべく予約してからお越しください。

開催日時	説明会会場
6月19日(水) 13時30分～15時00分	市川青色申告会会館 2階
6月26日(水) 13時30分～15時00分	浦安・中央公民館 第3会議室 浦安市猫美4-18-1
7月18日(木) 10時00分～11時30分	市川青色申告会会館 2階
9月2日(月) 13時30分～15時00分	市川青色申告会会館 2階
9月20日(金) 10時00分～11時30分 13時30分～15時00分	浦安・中央公民館 第1会議室 浦安市猫美4-18-1

※説明会会場の駐車場は限りがあり、なるべく公共交通機関等をご利用ください。

問合せ先：市川青色申告会 電話047-333-0111

記帳相談会（行徳・浦安）のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。行徳・浦安の記帳相談会は、予約制です。必ず電話予約をしてお越しください(047-333-0111)。予約がされていないと対応できない場合がございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ノート型パソコンの方は出来るだけはお持参下さい。

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局において下さいます様、お願い致します。

行徳文化ホール | & |

▼予約制▼

- ・7月に行く予定です。
日時等は、事務局へお問合わせ下さい。

※8月の記帳相談会はありません

【所在地：市川市末広1-1-48】
（行徳公民館ではありませんので、ご注意ください）

中央公民館

▼予約制▼

- ・6月26日（水）10時～12時 第3会議室
- ・7月 5日（金）10時～15時 第1会議室
- ・9月 6日（金）10時～15時 第1会議室

※8月の記帳相談会はありません

【所在地：浦安市猫実4-18-1】

事務局からのお知らせ

- ◆ 今回の会報に「総会資料」と「出欠の確認ハガキ(兼委任状)」同封しました。事務処理の都合上なるべく5月15日までにお願いします。（その後、総会までに到着したものののみ有効なものとして扱います）
- ◆ ゴールデンウィークのお休みは、平成31年4月28日(日)～5月6日(月)まで
- ◆ 第7回通常総会の為、**5月22日(水)は、お休みします。**
- ◆ 6月26日(水)の浦安・中央公民館の記帳相談会(出張)は、午前中のみ(10時～12時)です。午後からは「消費税の軽減税率制度説明会」になりますので、気を付けてください。

※給与計算・労務相談・就業規則・助成金（千葉労働局で審査経験あり）年金相談等※

久保田企画・社会保険労務士事務所

（千葉県社会保険労務士会会員、千葉SR会員）

【TEL・FAX】047-446-3315 【携帯】090-5401-3698

千葉県は

労災事故2年連続全国2位

【国の労災保険…工作中や通勤事故に補償】

- ・ 仕事や通勤による事故や病気の医療費は無料、しかも働けない日が3日以上続くと4日目から届け出していた給与額の6割から8割が補償されます。
- ・ 個人事業主の労災加入は従業員が（パートでもアルバイトでも）いれば条件により加入が可能です。障害年金や遺族年金も受給できるようになるので安心です。
- ・ 一人親方の労災も受け付けています。お気軽にお問合せください！！

